

第20回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

次 第

日 時 令和2年5月15日（金）16：00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置について

(2) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）」のまん延防止策等について

【資料2】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況

【資料3】福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策

【資料4】県有施設の一部利用再開について

【資料5】学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針

【資料6】令和2年度第2号補正予算の概要

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1		知 事	内堀 雅雄	
2		副 知 事	鈴木 正晃	
3		副 知 事	井出 孝利	
4	総務部	部 長	佐藤 宏隆	
5	危機管理部	部 長	大島 幸一	
6	企画調整部	部 長	橘 清司	
7	避難地域復興局	局 長	安齋 浩記	
8	文化スポーツ局	局 長	野地 誠	
9	生活環境部	部 長	渡辺 仁	
10	保健福祉部	部 長	戸田 光昭	
11	こども未来局	局 長	佐々木 秀三	
12	商工労働部	部 長	宮村 安治	
13	観光交流局	局 長	國分 守	
14	農林水産部	部 長	松崎 浩司	
15	土木部	部 長	猪股 慶藏	
16	出納局	局 長	阿部 雅人	
17	原子力損害対策担当	理 事	高荒 由幾	
18	企業局	局 長	安達 和久	
19	病院局	局 長	伊藤 直樹	
20	教育委員会	教 育 長	鈴木 淳一	
21	警察本部	本 部 長	林 学	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学教授	金光 敬二	

【事務局】

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦 爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島 博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野 浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷 光彦	

第20回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓		鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)			
出 納 局 長	○	○	○	○	○	○	○
病 院 局 長	○	○	○	○	○	○	○
文 化 ス ポ ーツ 局	○	○	○	○	○	○	○
観 光 交 流 局 長	○	○	○	○	○	○	○
警 察 本 部 長							
保 健 福 祉 部 長 (事 務 局 長)							
総 務 部 長							
企 画 調 整 部 長							
農 林 水 産 部 長							
アドバイザー (福島県立 医科大学)							
教 育 長							
危 機 管 理 部 長							
生 活 環 境 部 長							
商 工 労 働 部 長							
土 木 部 長							
企 業 局 長							
避 復 難 興 地 域 局 長							
こども未来局長							
原 子 力 損 害 対 策 担 当 理 事							

報道機関スペース

入 口

9面マルチディスプレイ

入 口

システム機器類
(TV会議装置等)

(空白ページ)

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年5月14日変更)」のまん延防止策等について

1 緊急事態宣言について

5月14日の政府対策本部会議が開催され、47都道府県に発令していた緊急事態宣言について、本県を含む39県が解除された。

<緊急事態宣言解除の基準>

新型コロナウイルス感染症の「感染の状況」、「医療提供体制」、「監視体制」等を踏まえて総合的に判断する。

「感染の状況」

- ・1週間単位で見て新規報告数が減少傾向
- ・直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人程度以下
- ・1人程度以下の場合は、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮

「医療提供体制」

- ・重症者数が持続的に減少
- ・病床の状況に加え、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていること

「監視体制」

- ・医師が必要とするPCR検査が遅滞なく行える体制が整備されていること

残る8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）は、引き続き特定警戒都道府県とされ、今月21日をめどに改めて評価を行うこととされた。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(①～④略)

- ⑤ 緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された場合、外出の自粛や施設の使用制限等は基本的に解除されることになるが、その場合においても、感染拡大を予防する新しい生活様式が前提となる。新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行するものとする。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強いまん延防止対策等を講ずる。

3 まん延防止策について

＜緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等＞

(1) 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとする。

- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行う。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。
- ・ 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。

(2) 緊急事態措置の対象とならない都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討するものとする。

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況

令和2年5月14日現在

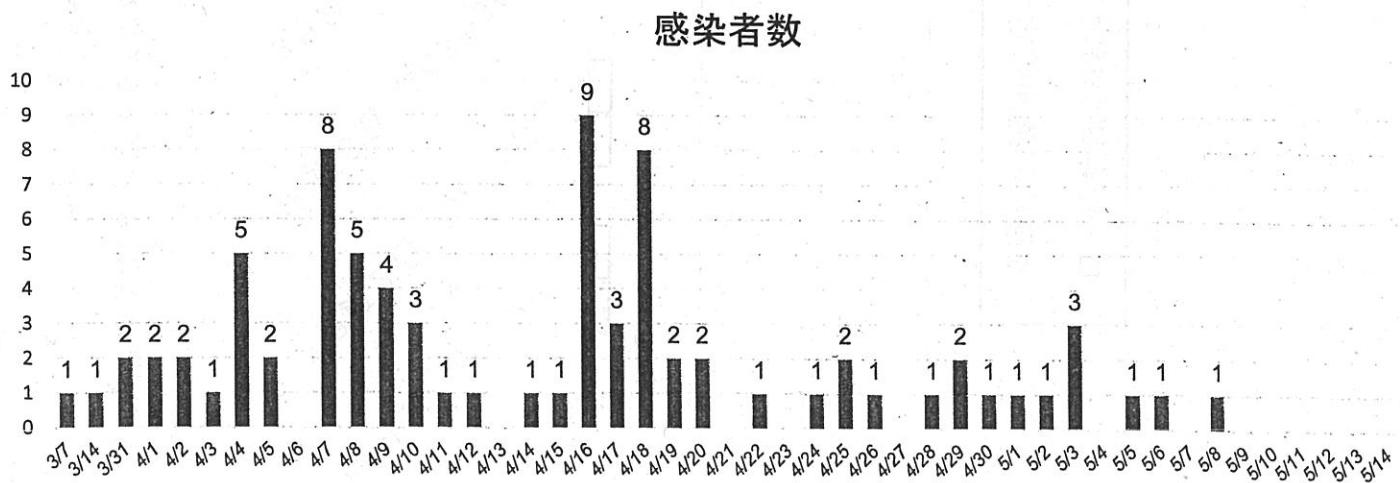
【感染者の状況】

陽性者数	81人
(性別)	
男性	52人
女性	29人
(年代別)	
10歳未満	2人
10代	4人
20代	9人
30代	12人
40代	9人
50代	24人
60代	12人
70代	6人
80代	2人
90代	1人

【入退院の状況】

入院者数	19人
宿泊療養施設入所者数	4人
退院・退所者数	58人
【病床等の確保状況】	
確保病床数	229床
宿泊療養確保室数	300室

【感染者の推移】



週毎の感染者数

(81例) 【5月14日時点】

25

□ 感染経路が特定できている者 56

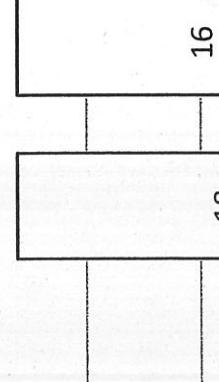
■ 感染経路が特定できていない者※ 25

15

10

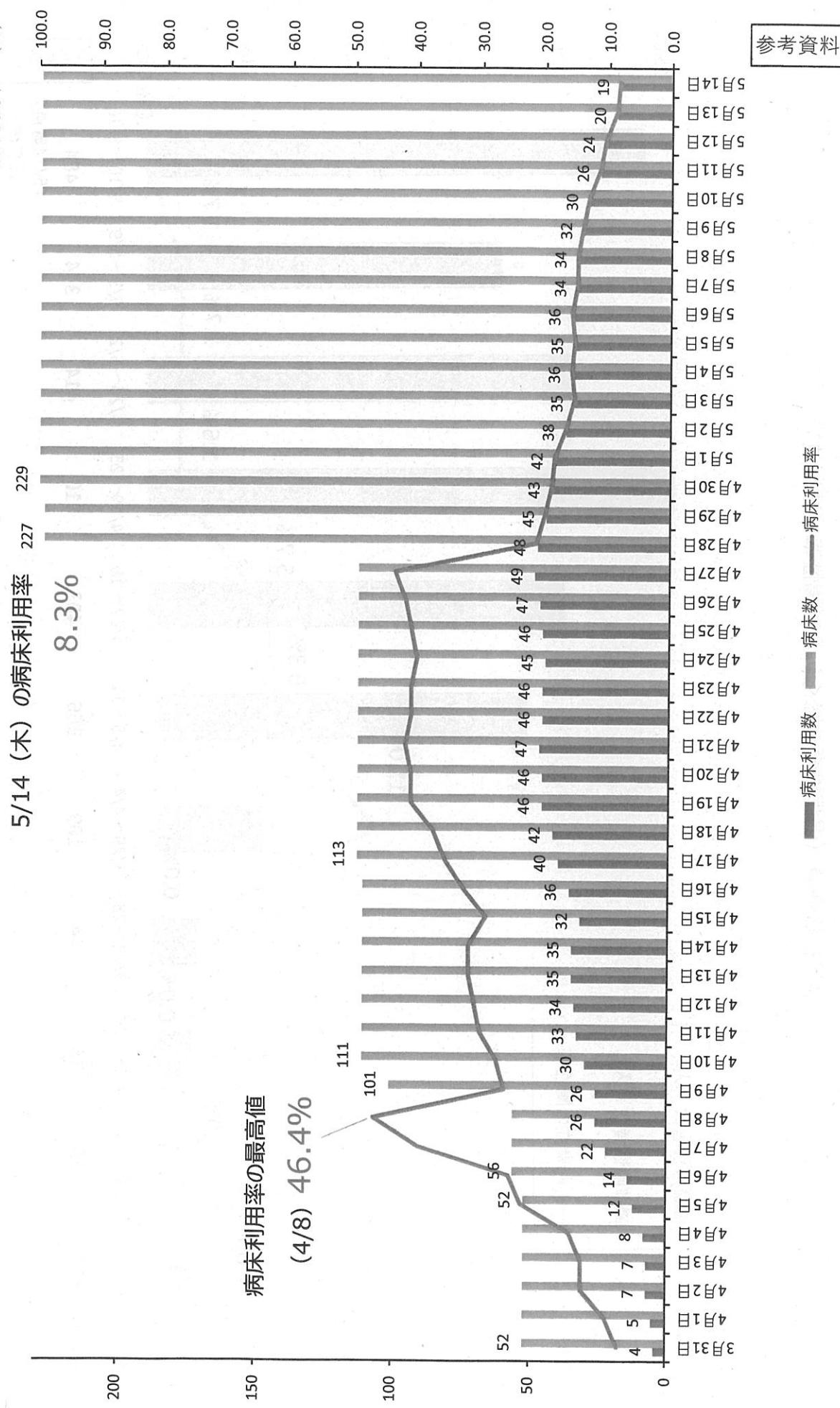
5

0



病床利用数・病床数 (床・人)

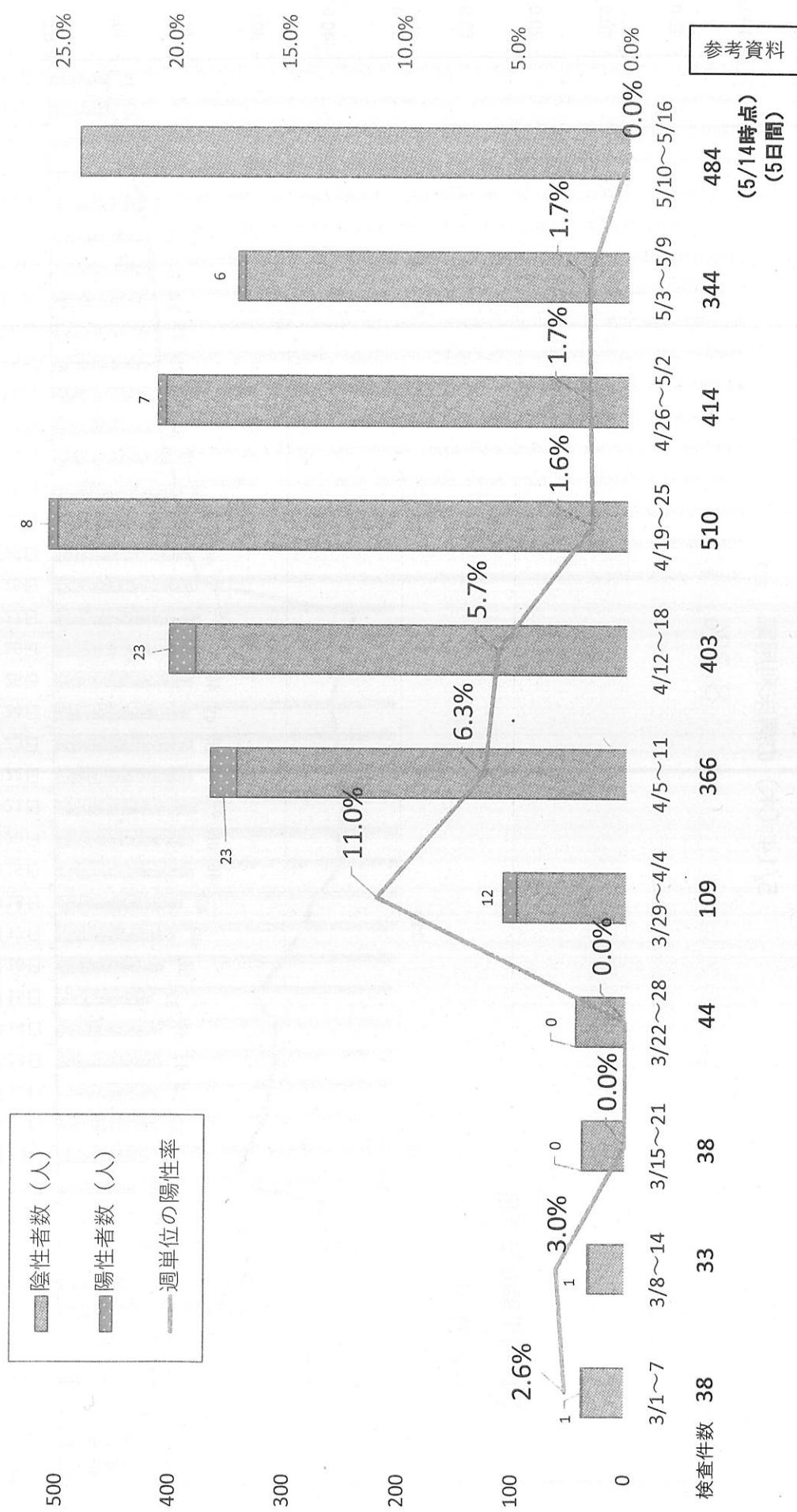
入院患者数と病床使用率の推移



参考資料

PCR検査件数（退院検査を除く）及び陽性率（週単位）

600



資料 3

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

福島県

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

1. **区域**
福島県全域

2. **期間**

令和2年5月15日（金）から令和2年5月31日（日）まで

3. **実施内容**

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避（密集、密接、密閉）やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保など徹底する感染対策を実現する在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの取組を推進する職場における移動にかかる感染対策を自粛不要・不急の往来を止める。都道府県と都道府県との往来を止める。これまでの外出の場への外出を「密」のある場へ

(2) 施設に対する協力要請

- ア 施設の使用制限のうち、学校（大学等を除く）については、5月24日に解除（5月25日に再開）。
- イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後ににおける感染防止対策の徹底を要請。
- イ また、緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

(3) イベント等の開催自粛の協力要請

- ア 全国のかつ大規模なイベント等（一定規模以上のもの）の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ その他のイベント等についても、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

(1) 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力を要請

(特措法第24条第9項)

ア・日々の暮の氣「換」の「3つの密」の底空至徹間対策の「的」

- ・マスクの着用の手指衛生保
・手洗いなどとの距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）など
 - イ 職場における感染対策（勤務時・在宅勤務）による人との接触を低減する取組（テレワーク）を推進など
 - ウ 移動に関する感染対策（都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来に外出を自粛）
 - ・不來を要請
 - ・自粛を促す

【不要・不急の移動・往来(例)】

- 不要・不急の帰省や旅行
 - 【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場（例）】
 - キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとときは、症状がなくともマスクを着用
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 身体的距離の確保
- 毎朝で体温測定、健康チェック。
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- こまめに換気
- マスクの着用
- リセズ自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数でした時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酒、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 動き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 施設に対する協力要請（特措法第24条第9項）

ア 施設の使用制限のうち、学校（大学等を除く）については、5月24日に解除（5月25日から段階的に再開）。
 イ これまで施設の使用制限の協力要請をしていた施設管理者に対し、事業再開後ににおける感染防止対策の徹底を要請。

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設	キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき部屋、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画面喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	感染防止対策の徹底を要請（特措法第24条第9項） ＜感染防止対策の例＞「入場者の適切な制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用等の要請」、「『3つの密』を徹底的に避けること」、「室内の換気や人ととの距離を適切にすること」など
運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、ペチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	※詳細は別紙「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和（事業再開）に当たっての感染防止対策の例」等を参考にしてください。
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	
博物館等	博物館、美術館、図書館	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外の商業施設を営む店舗	

※緊急事態措置において、基本的に休止を要請しないこととしていた施設についても、引き続き感染防止対策の徹底に向けた協力を要請。

(3) イベント等の開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

ア 全国のかつ大規模なイベント等(一定規模以上のものの)の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
イ その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

【イベント等の開催可否の判断】

- 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- 屋外であれば200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

【その他のイベント等を開催するための条件】

- ① 適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること
- ② イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えること
- ③ 上記の人数に満たないイベント等であっても、密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、または近接した距離での会話等が想定されるイベント等には、上記の人数や収容率の目安にあたつてより慎重に検討すること

県有施設の一部利用再開について

令和2年5月15日
危機管理部

緊急事態措置の解除を踏まえ、利用を休止していた県有施設について、下記に従い一部施設の利用を再開することとします。

記

- 大規模なイベント等(屋内であれば100人、屋外であれば200人を超えるもの)を目的に使用する貸ホールなどについては、新規の予約受付を当面見合わせる。
- 屋内の運動施設については、当面使用を自粛する。
- その他の施設については、県外から大勢の人が集まる全国的かつ大規模なイベント等の開催を自粛するとともに、国の通知に基づいて作成した「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例(別紙)」を参考に感染防止対策を実施した上で、施設の使用を再開する。

資料 5

令和2年5月15日
高校教育課
特別支援教育課
健康教育課

学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針（概要）

1 学校再開に当たっての教育活動のあり方に係る基本的な考え方

学校再開に当たっては、基本的な感染症対策、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるための対策など学校における感染症対策を徹底して感染リスクを低減することにより、全ての生徒が教育を受けることができる体制を整備することが必要である。

また、再開後、当面の間は、地域や学校の実態に応じ、分散登校、時差通学、短縮授業、部活動の中止、感染リスクの高い活動の延期など学校運営上の工夫により感染を防止しつつ、可能な教育活動から段階的に開始していく。

2 学校における感染症対策の徹底

- 基本的な感染症対策の徹底
 - ・ 毎朝の検温等、家庭と連携した健康観察の徹底
 - ・ 咳エチケットやマスク着用の指導、手洗いの徹底
 - ・ 特に手を多く触れる場所の消毒等環境衛生の整備
- 3密を避けるための対策の徹底
 - ・ 換気の徹底等の措置
 - ・ 身体的距離を確保するための工夫
- 保健教育の実施
 - ・ 生徒が新型コロナウイルス感染症について正しく理解し適切な行動がとれるよう指導。

3 学校教育活動の段階的再開の具体的な方策

- 学校再開後1週間は、学校の実情に応じ、生徒一人当たり週3日から5日程度の分散登校(*)を実施。生徒数の少ない学級や学校のように分散登校を実施する必要がない場合は短縮授業。
＊生徒間の身体的距離を確保するため、集団を分けて異なる時間帯等に行う授業
- 学校再開後1週間経過後は、基本的には通常の教育活動を実施する。
- 学校再開後2週間は部活動を中止とする。ただし、進路実現に向けた課外学習を実施することは可能とする。
- 地域や学校の実情に応じ時差通学を検討する。
- 密閉状態での歌唱指導や調理実習、運動会など感染リスクが高い活動を当面の延期
- 学習の遅れを補うための授業や補習の実施
- 臨時休業期間と家庭学習の状況を考慮し、10日以上を目安に、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施、行事の精選等を実施する。（各校において必要と認められる範囲内）
- 生徒の心身の状況把握と心のケアに努め、スクールカウンセラー等と連携しながらきめ細かな相談活動を組織的に実施するなど適切に対応する。
- 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別を生まない指導を徹底する。

4 特別支援学校について

指導の際に接触が避けられることや重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多数在籍していることなどを踏まえ、慎重に教育活動を再開する。

令和2年5月15日
高校教育課
特別支援教育課
健 康 教 育 課

学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針

1 学校再開に当たっての教育活動のあり方に係る基本的な考え方

学校再開に当たっては、基本的な感染症対策、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるための対策など学校における感染症対策を徹底して感染リスクを低減することにより、全ての生徒が教育を受けることができる体制を整備することが必要である。

また、再開後、当面の間は、地域や学校の実態に応じ、分散登校、時差通学、短縮授業、部活動の中止、感染リスクの高い活動の延期など学校運営上の工夫により感染を防止しつつ、可能な教育活動から段階的に開始していく。

2 学校における感染症対策

(1) 基本的な感染症対策

① 家庭と連携した健康観察の徹底

- ・ 毎朝の検温や風邪症状等の確認を行う。
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。

② 咳エチケットやマスク着用の指導

- ・ 近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスク着用や咳エチケットを徹底する。

③ 手洗いの徹底

- ・ 外から教室へ入る時、トイレの後、昼食の前後など、こまめに手洗いを行う。
- ・ 用具や物品の共用を避けるようにし、避けることが難しい場合は、共用用具を使用後に手洗いを行う。

④ 環境衛生の整備

- ・ 教室やトイレなどの特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上定期的（朝、清掃時など）に消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。
- ・ 共用用具や設備なども適切に消毒する。

(2) 3つの密を避けるための対策

① 換気の徹底等の措置

- ・ 休憩時間毎に、窓やドアを開けて教室内の換気を行う。2方向の窓を同時に開けることが望ましい。
- ・ 授業時間中も可能であれば常時換気を行う。
- ・ エアコン使用時は換気扇等を稼働させたり、こまめに換気を行うようにする。

② 身体的距離を確保するための工夫

- ・ 座席の配置の工夫としては、当分の間、生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。
- ・ 部室や更衣室等を使用する際は、密にならないよう使用制限等を行う。

(3) 登下校の工夫

- ・ 学校の実情に応じ時差通学を実施したり、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をする。
- ・ 乗車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。

(4) 昼食時（給食時）の工夫

- ・ 生徒や教職員の服装や食事前の手洗いを徹底する。
- ・ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど飛沫を飛ばさないための対応を行う。
- ・ 机上など教室内の衛生にも注意する。
- ・ 給食については、施設内の消毒やチェックリストに基づいた衛生環境の確認を十分行うとともに、継続して衛生管理に最大限の注意を払う。

(5) 保健教育の実施

- ・ 児童生徒が、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、日常の指導において以下の資料を活用し、指導の充実を図る。その際、指導例を有効に活用し、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を工夫する。

＜指導資料＞「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともありますため、その時点の最新の知見に基づき指導するよう配慮する。

3 学校教育活動の段階的再開の具体的な方策について

(1) 段階的な教育活動の再開について

- ・ 学校再開後1週間は、地域や学校の実情に応じ、生徒一人当たり週3日から5日程度の分散登校を実施する。生徒数の少ない学級や学校のように分散登校を実施する必要がない場合は短縮授業を実施する。

*分散登校については、令和2年5月5日付け2教健第132号「新型コロナ感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間からの段階的な教育活動の実施について」を参考し、生徒間の身体的距離を確保するため、集団を分けて異なる時間帯等に授業を行うこと。

- ・ 学校再開後1週間経過後は、基本的には通常の教育活動を実施する。
- ・ 学校再開後2週間は部活動を中止とする。ただし、進路実現に向けた課外学習を実施することは可能とする。
- ・ 学校再開後2週間経過後は、部活動については3(5)に十分留意の上実施する。
- ・ いずれの時期においても、3(2)以下により学校運営上の工夫を行うこと。
- ・ 3(2)①に掲げる「感染リスクが高い学習活動」（この活動を部活動において実施する場合を含む。）については当面の間とりやめ、学校再開後1か月後の開始を目途に、地域の感染状況の推移を踏まえ、開始の時期を改めて通知する。

- ・ 地域や学校の実情に応じ時差通学を検討する。

(2) 各教科活動等

① 感染リスクが高い学習活動の見直し

各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、当分の間、例えば、以下に示す学習活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとる。この場合、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じる。

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科における調理などの実習
- ・ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い運動
- ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会など生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・ 他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

② 学習の遅れ等、学習保障について

- ・ 学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。
- ・ 特に学習の定着が不十分な生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す、オンラインを活用した家庭での学習支援など、必要な措置を講じる。

③ 指導事項の精選について

- ・ 臨時休業中の家庭学習状況を確認した上で、指導計画の精選や重点化を図るなどして指導計画の見直しを組織的に行う。
- ・ 臨時休業中の家庭学習について、学習評価に反映させることも視野に入れ、指導計画等も踏まえ、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課した場合、このことを考慮し、学校において指導を行う。

④ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について

- ・ まずは教室等での換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用する指導するなどの感染症対策を講じた上で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行う。
- ・ それでもなお感染の可能性の高い一部の実技指導などにおいては、指導順序の変更の工夫などを行う。

(3) 学校再開後の授業の補充等について

臨時休業により実施することができなかった授業の補充、授業時間の確保については、次の通りとする。

① 授業の補充

- ・ 学校再開後、可能な限り、令和2年度の教育課程内の補充のための授業や教育課程に位置づけない補習を実施する、家庭学習を課す、行事の精選を含む年間指導計画の見直しをするな

ど、必要な措置を講じる。

- ・ 臨時休業により実施できなかった授業の補充については、臨時休業の期間と、各校で生徒に課した課題やオンラインを活用した家庭学習支援、登校日での学習指導など、各校の実態に応じた学習指導を踏まえ、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施、行事の精選等を実施する。それらの日数は10日以上（＊）を目安とし、各校において必要と認められる範囲内とする。

*「10日以上」とする理由：今年度5月24日までの間で休業となる授業日数が20日だが、この間各校で数日間の登校日を設定し授業等を実施したこと、課題やオンライン学習など家庭学習に取り組ませたこと等を踏まえ、その2分の1の10日以上を目安に補充することとした。その上で、学校の実情に応じ長期休業期間をさらに短縮したり、土曜授業の実施、行事の精選等により授業日を増やすことを可能にした。

- ・ 長期休業期間を減じて授業日とすることができる日数については、新型コロナウイルス感染防止のため実施した臨時休業による授業の補充を目的とする場合に限り弾力的に運用し、各校において必要と認められる日数とする。

② 長期休業期間の短縮や土曜授業の実施に当たっての留意点

- ・ 生徒の負担が過重とならないよう配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮する。
- ・ 週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、振替を行う。

(4) 各学校行事における工夫について

- ・ 実施に当たっては、実施形態、実施方法を工夫するなどして、感染防止に努める。
- ・ 生徒が密集して長時間活動をすることなどから、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い場合、当分の間は、実施を延期または中止する。

(5) 部活動について

部活動再開に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 発熱等の風邪症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・ 大人数の生徒が一度に集まり密集しないよう活動内容を工夫・精選する。

例) 運動部では、可能な限り接触しないような練習をする。

文化部では、パートごとに分かれて、お互いに十分な間隔を取って練習する。

- ・ 屋内で活動する場合、こまめに換気するよう十分配慮する。
- ・ 少人数での活動となるよう、活動人数などの工夫をする。
- ・ できるだけ短時間の活動となるよう、練習内容にメリハリをつけ、効率的に練習するなどの工夫をする。

- ・ 活動場所、活動内容、活動人数に応じ、前述した感染症対策を講じる。

※ 部室は、クラスターの発生条件となりやすいことから、使用制限を行うなど十分な配慮をする。

- ・ 活動休止期間があったことを考慮し、活動時間や内容が生徒の負担過重にならないよう十分に注意する。
- ・ 活動再開について保護者に周知するとともに、参加については保護者や本人の意向を十分に尊重する。
- ・ 大会等が中止となり、大きな喪失感を抱いている生徒もいるため、部活動内においても、

新たな目標を持たせるなど、心のケアに努める。

(6) 学校図書館の活用について

- ・ 感染症対策を徹底した上で、貸出等を行う。
- ・ 3密を避けることができる場合において、生徒の自習スペースとしても活用できる。

(7) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて

各学校においては下記の点に留意し、生徒の心のケアに努め、事件・事故の未然防止に向け、家庭や地域社会、関係機関との連携を十分に図るとともに、学級担任や養護教諭等を中心とした生徒の健康観察や休業中の生活・学習状況等の確認などをしながら、生徒一人一人が、学校再開後の教育活動にうまく適応できるよう、生徒の様子を的確に把握し、きめ細かな相談活動を組織的に実施するなど適切に対応する。

- ・ 学校再開後も、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが求められること等により、生徒が心理的ストレスを抱えることも考えられることから、適切な情報提供や丁寧な説明を行い、生徒の心情に配慮した指導をするとともに、「ふくしま24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」「ふくしまLINE相談」の活用を周知するなどして生徒の心のケアに努める。
- ・ 生徒の学校生活の様子や生徒の抱える不安や悩みなどを的確に把握し、スクールカウンセラー等と連携しながら、一人一人に対してきめ細かな相談活動を組織的に実施するなど、問題行動の予兆を見逃さず、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
- ・ 特に不登校傾向にある生徒及び長欠者については、家庭訪問や電話をするなどして家庭との連携を密にしながら生徒の状況把握に努める。
- ・ SOSの出し方に関する教育も含め、自他の命を尊重する精神を養うよう努め、命の大切さについて指導する。

(8) 偏見や差別を生まない指導について

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、感染者、濃厚接触者、対策に携わった方々とその家族等に対する偏見や差別が生じないようにする。

4 特別支援学校について

特別支援学校においては、指導の際に接触が避けられることや重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多数在籍していることなどを踏まえ、学校行事の精選や短縮授業、時差登校等を検討しながら慎重に教育活動を再開する。

特に、医療的ケアの対象となっている児童生徒等については、指導医や学校医の助言を仰いだ上で必要な配慮を徹底する。

(1) 感染症対策について

「2 学校における感染症対策」を参照し、感染症対策を徹底する。

(2) 学習指導について

- ① 「3-(2) 各教科活動等」を参照し、実施する。
- ② 自立活動の指導においては、指導内容により近距離での会話や発声、身体の動きの指導等において児童生徒同士や教師との接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う。

(3) 学校再開後の授業の補充等について

- ① 臨時休業により実施できなかった授業の補充として、長期休業期間の短縮や土曜日授業を実施する場合には、各校の実態を踏まえ、児童生徒や教職員の負担等を配慮しながら実施の有無を検討する。
- ② 長期休業期間を短縮する日数については、酷暑期における児童生徒の体調管理の面を考慮し、原則7月中に実施することとし、やむを得ない事情によりそれ以上減ずる場合には、県教育委員会と協議すること。
- ③ 週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、振替を行う。
- ④ 行事の工夫について
「3-(4) 各学校行事における工夫について」を参照し、実施する。
- ⑤ 部活動について
「3-(5)」を参照し、実施する。
- ⑥ 学校図書館の活用について
「3-(6)」を参照し、実施する。
- ⑦ 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて
「3-(7)」を参照し、実施する。
- ⑧ 偏見や差別を生まない指導について
「3-(8)」を参照し、実施する。

(4) 通学バスについて

- ① 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないようにすること。
- ② 利用する児童生徒の実態等を考慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ③ 乗車前に検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ④ 可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること。
- ⑤ 座席を離すなど密集をさけること。それが難しい場合には、会話を控えることやマスクの着用について指導すること。
- ⑥ 利用する児童生徒の手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ⑦ ドアノブや手すり等を消毒すること。
- ⑧ 通学バスの運行に関するルールや留意点をあらかじめ保護者に示しておくこと。
- ⑨ 今回感染症対策として通学バスが増便となった学校においては、期間内における効果的な活用を行いながら感染の防止に努める。

(5) 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒の対応について

- ① 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒は、重症化するリスクが高いことから感染症対策の徹底を図り、家庭や施設等と登校時に必ず児童生徒の健康状態を確認するとともに、養護教諭や看護師等とともに丁寧な健康観察を行うこと。
- ② 医療的ケアを含む基礎疾患等を有する児童生徒と接する機会がある教職員においては、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど感染対策を行うこと。
- ③ 指導計画の見直しを行い、集団での学習活動を実施しないなど指導内容の精選、指導の順序の

変更などの工夫を図ること。

- ④ 使用する教材・教具等を適切に消毒し、それらを触る前後で可能な限り手洗い、除菌行為を徹底するなど感染症対策に取り組むこと。
- ⑤ 玄関（昇降口）から教室までの動線を統一し、他の児童生徒と一定の距離を保つようにするとともに、教室やトイレなど普段から使う場所の消毒などをこまめに行うこと。
- ⑥ 医療的ケアの対象となっている児童生徒については、指導医の助言を仰ぐとともに、学校医から学校での対応について必要な助言を受け、配慮事項を徹底すること。
- ⑦ 緊急時の医療機関への対応や保護者への連絡先、連絡手段や緊急時の対応マニュアルを再度確認し、迅速に対応できるようにしておくこと。
- ⑧ 学級担任や看護師等の指導体制や役割分担を確認し、接触する児童生徒や教職員等を教育活動に支障がない範囲で最小限にした指導体制を検討すること。
- ⑨ 校内で共有する教材・教具や特別教室等については、使用前、使用後に適切に消毒をするなど、学校全体で感染防止対策に取り組むこと。
- ⑩ 医療的ケア実施管理委員会において、学校再開ガイドラインや上記の内容を踏まえた感染防止対策等について検討するとともに、必要に応じて学校全体で対応すること。

令和2年第2度補正予算の概要

(単位 : 千円)

大防支援金（商工勞動部501，商工總務課27）

感業者へ等協請要休業

自獨是

業などを
休要金
き必援
続で支
きけの
引向め
もにた
降除む
以解組
7月請取
りの日
月要に。
5業応る
じ、休対す
応てへ防
にし」を
頼対式大
依に様拡
力者活の
協業生症
や事い染
請たし感
要つ新、
の行「し
県をる付
等な交

2 売上減少事業者への感染症拡大防止給付金

自序

又者期業給事月たしむ少組う減り上取者以に業%応する。事止の比へ防を式大様拡なが活の症象上染感し新し等係し請に、給支要期て支業月しを金対5休は付に